

## [事案 24-104] 配当金請求

・平成 24 年 11 月 28 日 裁定終了

### <事案の概要>

祝金の実際の受取額が、設計書記載の金額を下回っていたことから、記載どおりの祝金の支払を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 5 年 12 月に加入したこども保険について、設計書に記載されていた大学入学祝金(それまでの祝金を据置いた場合の累計額 226 万 4000 円)よりも、実際にもらえる大学入学祝金(192 万 2941 円)が安いことが分かった。約款に「祝金を会社所定の利率で据置く」との記載や、設計書に「祝金が経済状態で変動する」との記載がなかったので納得できない。よって、設計書記載どおりの大学入学祝金の支払いを求める。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款には、「保険契約者は、会社の定めるところにより、祝金の据置払を請求することができます。」と記載しており、この「会社の定めるところ」の意味は、会社の定める請求方法は勿論のこと祝金のすえ置利率を会社が定めることも含まれる。
- (2) 平成 5 年の募集時に使用していたパンフレットには、「お祝金は所定の利率で据え置けますが、この利率は経済情勢などにより変動します。」との記載もある。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の請求の法的根拠を、申立人と保険会社との間で、設計書に記載された大学入学祝金額を支払う旨の保険契約が成立しているもので、その履行を求めるものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづき審理した。審理の結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、設計書に大学入学祝金として「226 万 4000 円」と記載されていると指摘するが、その金額の直前には「約」と記載されており、確定金額でないことが示されている。
- (2) 設計書自体には、祝金の額が変動することは記載されていないが、その表紙には、「ご検討に際しましては必ず当商品のパンフレットを、また、ご契約に際しましては『ご契約のしおり 定款・約款』をあわせてごらんください。」と記載されており、パンフレットには、「お祝金は所定の利率で据え置けますが、この利率は経済情勢などにより変動します。」と記載されている。なお、申立人は、パンフレットにより説明を受けたことも、交付されたこともないと主張するが、保険会社提出のパンフレットには、最終頁に小さく「(92. 7)」と記載されていることから、1992 年(平成 4 年)7 月以降に使用されたパンフレットであることは明らかである。一般的に、募集人はパンフレットを使用して保険商品の内容を説明しており、本件募集時にも、特段の事情がない限り、募集人は上記

パンフレットを使用して説明していると推認される。

- (3) よって、申立人と保険会社との間で、保険会社が大学入学祝金（それまでの祝金を据置いた場合の累計額）として、募集時の設計書に記載された額を支払う旨の保険契約が成立していると認めることはできない。